

特定非営利活動法人 子どもの村東北 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子どもの村東北 と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際NGO「SOS子どもの村」の理念に基づき、東日本大震災で親を亡くした子どもたちをはじめ、社会的養護を必要とする子どもたち、またはその危機にある子どもたちのために、子どもの村東北を建設し、運営することを通して、日本における子どもたちの社会的養護の発展に寄与します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下、法といいます）別表の、次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 子どもの村の建設・運営事業
- (2) 社会的養護の子どもと家庭への支援およびシステムの研究開発事業
- (3) 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関などとの連携
- (4) 子どもの社会的養護に関する情報提供・啓発事業
- (5) 日本 SOS子どもの村、SOS子どもの村インターナショナルとの連携
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、援助を行う個人及び団体

(入会及び脱会)

第7条 正会員になろうとする人は、入会申込書を理事会に提出することによって入会できます。

2. 正会員は脱会届を理事会に提出することによって、任意に脱会することができます。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める年会費を納入するものとします。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第9条 この法人には、次の役員をおきます。

(1) 理事 10名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて2名以内の副理事長、1名の専務理事、1名の常務理事を置く事ができます。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において正会員の中から選出します。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は理事の互選により選出します。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、必要とされるときにその職務を代行します。

4. 専務理事は、理事会の議決にもとづき、この法人の業務を統括します。

5. 常務理事は、主として事務局の業務を統括します。

6. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行します。

7. 監事は、法第18条各号に掲げる職務を行う他、同条第5号に掲げる職務を行うにあたって必要と認められるときは理事会の招集を請求することができます。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。

3. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とします。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(顧問)

第14条 この法人には、役員のほかに顧問をおきます。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱します。
3. 顧問は、法人の運営について意見を述べることができます。

(職員)

第15条 この法人は、必要に応じて事務局長、その他の職員を置きます。

2. 事務局長は、この法人事務局の業務を統括します。理事会および総会の決定事項を実施し、業務について理事会および総会に報告する義務を負います。また、この法人の財産が、理事会の承認を得た予算の枠組みの中で使われるよう監督します。
 - (2) 事務局長の任免および評価は、理事会がそれを行います。
 - (3) 事務局長は、この法人を解散する場合に、理事長および監事とともに精算業務を取扱います。

第5章 総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成します。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決します。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 年度の事業計画及び予算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第19条 通常総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2. 理事長もしくは監事が必要を認めた場合には、臨時総会を開催することができます。

(招集)

第20条 総会は前条第2項の場合（監事が必要と認めた場合に限る）をのぞき、理事長が招集します。

2. 総会の招集通知は、開催日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって通知しなければなりません。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第23条 総会の議決事項は、第20条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なものとしします。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第27条 理事会では、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集します。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(議決)

第30条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決めます。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第31条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決することができます。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなします。
- 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(暫定予算)

第36条 当該年度の事業および予算については、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の前日まで前事業年度の予算に準じ、収益・費用を講じることができるものとします。

2. 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなします。

第8章 定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができません。

(解散)

第38条 この法人の解散方法については、法第31条及び法第31条の2に従うものとします。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散した時の残余財産は、解散時の総会において、法第11条第3項に掲げる者のうちから選定し譲渡するものとします。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行います。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

理事長	飯沼	一字
常務理事	岩城	利充
理事	卜藏	康行
理事	山崎	剛
理事	大塚	憲治
理事	大久保朝江	
理事	齋藤	純子
理事	田澤	雄作
理事	坂本	雅子
理事	瀧山	勝久
監事	黒澤	徳治

3. この法人の設立当初の役員任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとします。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによるものとします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとします。
6. この法人の設立当初の事務所は次の住所とします。
仙台市青葉区中央2丁目7-30角川ビル402号

付記

1. この定款は、2013年6月29日の通常総会により改訂し、仙台市（認可庁）の認証を受けた2013年10月10日から施行する。